

2 申告所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

- (1) この章は、平成13年1月1日から12月31日までの間の所得について、平成14年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人（申告納税者という。）の課税の事績を、全数調査又は標本調査の方法で調査・集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。
- (2) 各所得者の区分は次のとおりである。

申告納税者	事業所得者	営業等所得者	事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	事業所得だけを有する者及び事業所得の金額が他の所得金額より大きい者	農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	その他の所得者		事業所得者以外の者をいう。

※ 昨年までは「営業」と「その他事業」に分かれていたが、確定申告書の新様式の記載欄が「営業等」に一本化されたことに伴い、集計も「営業等」としている。

2 申告所得税の税率等（課税所得金額又は課税退職所得金額に対して）（平成13年分）

課税所得金額	税率	控除額
330 万円未満の場合	10 %	0 円
900 〃	20	330,000
1,800 〃	30	1,230,000
1,800 万円以上の場合	37	2,490,000

3 申告所得税の主な諸控除（平成13年分）

(1) 所得控除

イ 基礎控除	380,000円
ロ 配偶者控除	380,000円
ただし、	
老人控除対象配偶者（昭和7年1月1日以前に生まれた者）	480,000円
同居特別障害者である控除対象配偶者	730,000円
同居特別障害者である老人控除対象配偶者	830,000円

申告所得税

ハ 配偶者特別控除

(イ) 控除対象配偶者に当たる場合

A 合計所得金額が5万円未満である者 38万円

B 合計所得金額が5万円以上38万円未満である者

$380,000円 - \{ \text{合計所得金額} \} = \text{配偶者特別控除額}$

$\left\{ \begin{array}{l} 5万円の整数倍でないときは、合計所得金額に満たない \\ 5万円の整数倍である金額のうち最も多い金額 \end{array} \right\}$

C 合計所得金額が38万円である者 0円

(ロ) 控除対象配偶者に当たらない場合

A 合計所得金額が40万円未満である者 38万円

B 合計所得金額が40万円以上75万円未満である者

$380,000円 - \{ \text{合計所得金額} - 380,000円 \} = \text{配偶者特別控除額}$

$\left\{ \begin{array}{l} 5万円の整数倍の金額から \\ 3万円を控除した金額でないときは、5万円の整数倍 \\ の金額のうち、\{ \text{合計所得} \\ \text{金額} - 380,000円 \} に満たない \\ \text{金額で最も多い金額} \end{array} \right\}$

C 合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 3万円

D 合計所得金額が76万円以上である者 0円

ニ 扶養控除 380,000円

ただし、

特定扶養親族（昭和54年1月2日から昭和61年1月1日までに生まれた者） 630,000円

老人扶養親族のうち同居老親等 580,000円

老人扶養親族のうち同居老親等以外 480,000円

なお、扶養親族が同居特別障害者に該当する場合は350,000円を加算した額

ホ 雑損控除 「損害金額－保険金などで補てんされる金額」の金額（①）を基として計算した、次の①と②とのいずれか多い方の金額

① ①の金額－（所得金額の合計額×10%）

② ①の金額のうち災害関連支出の金額－5万円

ヘ 医療費控除 支払った医療費から100,000円と合計所得金額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額（最高 200万円）

ト 社会保険料控除 支払った社会保険料の全額

チ 生命保険料控除

(イ) 一般の生命保険料

支払保険料の金額に応じて次の区分の金額

A 25,000円以下の場合

全 額

B 25,000円を超えた50,000円以下の場合

支払保険料×1/2+12,500円

C 50,000円を超える場合

支払保険料×1/4+25,000円（最高5万円）

- (ロ) 個人年金保険料
(イ)の計算に同じ
- (ハ) (イ)と(ロ)がある場合
(イ)と(ロ)の合計
- リ 損害保険料控除 …………… 支払った損害保険料を次により区分して計算した金額
- (イ) 長期契約のみの場合 (最高 15,000円)
10,000円以下は全額、10,000円超はその超える額の $1/2$ と10,000円の合計
- (ロ) 短期契約のみの場合 (最高 3,000円)
2,000円以下は全額、2,000円超はその超える額の $1/2$ と2,000円の合計
- (ハ) (イ)と(ロ)がある場合
(イ)と(ロ)の合計で最高 15,000円
- ヌ 小規模企業共済等掛金控除 …………… 小規模企業共済掛金 (旧第2種共済掛金を除く。)と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額
- ル 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 …………… 270,000円
ただし、特別障害者の場合は (障害者控除) …………… 400,000円
特定寡婦の場合は (寡婦控除) …………… 350,000円
- オ 老年者控除 (昭和12年1月1日以前に生まれた者) …………… 500,000円
- ワ 寄付金控除 …… 寄付金の額 (所得金額の25%を限度) のうち、10,000円を超える部分の金額
- (2) 税 額 控 除
- イ 配 当 控 除 …… 配当所得の10% (課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当については、5%)。ただし、証券投資信託の収益の分配金及び35%の税率による源泉分離課税を選択した配当所得は配当控除の対象とならない。
- ロ 外国税額控除 …… $\text{その年分の所得税の額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}}$
- ハ 住宅取得等特別控除 …… 次のとおり
- ① 平成11年1月1日から13年6月30日までの間に居住の用に供した場合 (住宅借入金等特別控除)
- A 居住の用に供した年 (1年目) から6年目までの各年
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 1\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- B 7年目から11年目までの各年
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 0.75\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- C 12年目から15年目までの各年
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- ② i 平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合に、選択により、①に代えて行うことができる「経過措置の計算方法」(住宅借入金等特別控除) 又は、ii 平成9年1月1日から平成10年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (住宅取得等特別控除)
- A 居住の用に供した年 (1年目) から3年目までの各年

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 2\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ② 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% + 10\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ③ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 20\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

B 4年目から6年目までの各年

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ② 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 10\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ③ 平成8年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合

(住宅取得等特別控除)

A 居住の用に供した年(1年目)及び2年目

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1.5\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ② 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% + 5\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ③ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 15\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

B 3年目から6年目までの各年

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ② 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 10\text{万円} \longrightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

- ④ 阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合に、選択により、①②又は③のiiに代えて居住の用に供した年以後6年間の各年について行うことができる計算方法(住宅借入金等特別控除・住宅取得等特別控除)

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 2\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

- ② 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下のとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% + 10\text{万円} \cdots \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

- ③ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 20\text{万円} \cdots \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

ニ 政党等寄付金特別控除額

次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

$$\textcircled{1} \left[\left(\begin{array}{l} \text{政党等に対する} \\ \text{寄付金の支出額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} 1\text{万円} - \text{「特定寄付金の支出額」} \\ \text{(赤字のときは0)} \end{array} \right) \right] \times 30\%$$

$$\textcircled{2} \text{ 所得税の額の25\%相当額}$$

2-1 課税状況

(1) 申告及び処理の状況

区 分		合 計			所 得 者		
		人 員			人 員		
		人	金 額	税 額	人	金 額	税 額
平成 9 年 分		56,220	278,467,187	22,971,268	18,048	46,078,811	3,036,398
〃 10 〃		36,388	238,024,561	19,997,316	6,898	28,701,128	2,212,782
〃 11 〃		48,238	255,648,351	18,398,619	13,060	38,532,089	2,354,373
〃 12 〃		48,225	264,133,516	19,620,611	12,307	38,359,385	2,508,522
〃 13 〃		47,868	300,462,509	26,815,051	11,167	35,513,447	2,276,768
平成 13 年 分	確 定 申 告	47,843	294,734,378	25,683,221	11,164	35,501,115	2,276,221
	修 正 申 告	25	5,728,132	1,131,830	3	12,332	547
	決 定 ・ 増 額 更 正	—	—	—	—	—	—
	減 額 更 正	—	—	—	—	—	—
	更 正 請 求	—	—	—	—	—	—
	異 議 申 立 決 定 等	—	—	—	—	—	—
	計	47,868	300,462,510	26,815,051	11,167	35,513,447	2,276,768
	法第103条による税額	306	—	135,182			
	合 計	48,174	—	26,950,233			
	加 算 税						
	過 少 申 告	—	—	—			
	無 申 告	3	—	1,014			
	重	—	—	—			
	納 税 額 総 計	—	—	26,951,246			

(翌年3月31日現在)

得 者 別 内 訳					
農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 等 税 額	人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 等 税 額
人 888	千円 2,087,452	千円 81,724	人 37,284	千円 230,300,924	千円 19,853,146
328	996,691	32,458	29,162	208,326,742	17,752,076
708	2,033,248	75,228	34,470	215,083,014	15,969,018
572	1,471,712	47,933	35,346	224,302,419	17,064,156
475	1,206,274	53,991	36,226	263,742,788	24,484,292
475	1,206,274	53,991	36,204	258,026,988	23,353,009
—	—	—	22	5,715,800	1,131,283
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
475	1,206,274	53,991	36,226	263,742,788	24,484,292

調査対象等：この表は各年分の申告所得税について、翌年3月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を示したものである。

用語の説明：1 総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。

2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。

3 更正請求とは、納税義務者の申告をした課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。

4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が、年税額となった所得税額をいう。

5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって一種の行政罰の性格を有するものをいう。

(1) 過少申告加算税……期限内の申告が過少であった場合に課されるもの

(2) 無申告加算税……申告が期限後になった場合に課されるもの

(3) 重加算税……所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

(2) 既往年分の課税状況

	12 年 分			11 年 以 前 分			計		
	人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 税 額 等
申告又は処理による増減差額	内 2,168 3,732	千円 9,674,158	千円 745,618	内 706 1,365	千円 6,095,729	千円 870,480	内 2,874 5,097	千円 15,769,888	千円 1,616,097
加 算 税 差 額 の 増 減 額	内 641 641	—	24,935	内 449 451	—	34,187	内 1,090 1,092	—	59,121
	内 914 920	—	55,820	内 413 419	—	48,273	内 1,327 1,339	—	104,092
	内 19 19	—	12,254	内 70 70	—	81,561	内 89 89	—	93,815
	内 1,574 1,580	—	93,008	内 932 940	—	164,020	内 2,506 2,520	—	257,028
小 計	—	—	838,625	—	—	1,034,500	—	—	1,873,125
計	—	—	838,625	—	—	1,034,500	—	—	1,873,125

調査対象等：平成12年分以前の申告所得税の納税者について、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理（更正・決定等）による課税実績を示した。

（注）内書は本税又は加算税の全額が増加したものを掲げている。

(3) 免除状況

区 分	人 員	所 得 金 額	軽減又は免除税額
租税特別措置法第25条《肉用牛の売却による農業所得の免税》の規定によるもの	人 4	千円 7,744	千円 285
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条《所得税の軽減免除》の規定によるもの	—	—	—
計	実 4	7,744	285

調査対象等：平成13年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除（軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。）された者の実績を平成14年3月31日現在で示した。

（注）「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 13年分確定申告状況調 (署別)

項 目 署 名	営 業 等			農 業			そ の 他			計		
	人 員	所 得	税 額	人 員	所 得	税 額	人 員	所 得	税 額	人 員	所 得	税 額
那 覇	件 3,494	千円 11,210,493	千円 674,770	件 158	千円 443,346	千円 16,933	件 10,084	千円 65,387,558	千円 4,814,081	件 13,736	千円 77,041,397	千円 5,505,784
平 良	502	1,276,892	51,982	32	82,194	4,919	724	4,698,772	287,488	1,258	6,057,858	344,389
石 垣	571	1,629,623	93,315	31	54,081	879	945	38,198,893	7,057,041	1,547	39,882,597	7,151,235
北 那 覇	2,074	7,595,757	506,389	63	137,550	3,445	7,554	54,888,341	4,317,391	9,691	62,621,648	4,827,225
名 護	1,041	3,077,217	241,112	110	262,674	16,018	2,403	11,212,337	584,291	3,554	14,552,228	841,421
沖 縄	3,485	10,723,465	709,200	81	226,429	11,797	14,516	89,356,887	7,424,000	18,082	100,306,781	8,144,997
計	11,167	35,513,447	2,276,768	475	1,206,274	53,991	36,226	263,742,788	24,484,292	47,868	300,462,509	26,815,051

2 - 2 所得階級別人員

(1) 税務署別、所得階級別人員 (13年分)

区分	署 名	70万円 以下	100万円 以下	150万円 以下	200万円 以下	300万円 以下	400万円 以下	500万円 以下
合 計	全 管	人 2,435	人 2,232	人 4,428	人 4,754	人 8,025	人 5,799	人 4,211
	那 覇	717	675	1,282	1,347	2,223	1,628	1,209
	平 良	107	64	149	154	238	129	95
	石 垣	118	131	185	225	277	160	106
	北 那 覇	340	432	899	987	1,612	1,144	809
	名 護	323	242	404	424	732	383	264
	沖 縄	830	688	1,509	1,617	2,943	2,355	1,728
営 業	全 管	1,727	1,051	1,445	1,427	2,271	1,243	644
	那 覇	520	349	463	455	660	406	195
	平 良	97	49	72	72	102	42	26
	石 垣	72	78	68	93	116	50	35
	北 那 覇	213	197	270	260	465	244	120
	名 護	224	113	127	126	198	88	58
	沖 縄	601	265	445	421	730	413	210
農 業	全 管	35	56	69	75	119	54	31
	那 覇	13	16	15	18	44	17	16
	平 良	5	2	8	1	8	6	1
	石 垣	3	4	7	5	9	3	0
	北 那 覇	3	8	9	16	17	5	1
	名 護	6	16	19	22	25	14	5
	沖 縄	5	10	11	13	16	9	8
そ の 他	全 管	673	1,125	2,914	3,252	5,635	4,502	3,536
	那 覇	184	310	804	874	1,519	1,205	998
	平 良	5	13	69	81	128	81	68
	石 垣	43	49	110	127	152	107	71
	北 那 覇	124	227	620	711	1,130	895	688
	名 護	93	113	258	276	509	281	201
	沖 縄	224	413	1,053	1,183	2,197	1,933	1,510

700万円 以下	1,000万円 以下	2,000万円 以下	3,000万円 以下	5,000万円 以下	5,000万円 超	計	署 名	区 分
人 5,676	人 4,781	人 3,970	人 828	人 492	人 237	人 47,868	全 管	合
1,601	1,383	1,175	265	158	73	13,736	那 覇	計
112	77	93	24	11	5	1,258	平 良	
139	102	75	13	10	6	1,547	石 垣	
1,148	1,040	915	191	114	60	9,691	北 那 覇	
299	244	174	25	29	11	3,554	名 護	
2,377	1,935	1,538	310	170	82	18,082	沖 縄	
552	326	296	101	55	29	11,167	全 管	業
155	122	109	37	16	7	3,494	那 覇	
17	8	13	2	1	1	502	平 良	
33	12	7	3	3	1	571	石 垣	
127	62	64	31	12	9	2,074	北 那 覇	
45	24	21	6	8	3	1,041	名 護	
175	98	82	22	15	8	3,485	沖 縄	
24	5	3	4	0	0	475	全 管	農
14	3	1	1	0	0	158	那 覇	
0	0	0	1	0	0	32	平 良	
0	0	0	0	0	0	31	石 垣	
3	1	0	0	0	0	63	北 那 覇	
1	0	1	1	0	0	110	名 護	
6	1	1	1	0	0	81	沖 縄	
5,100	4,450	3,671	723	437	208	36,226	全 管	そ の 他
1,432	1,258	1,065	227	142	66	10,084	那 覇	
95	69	80	21	10	4	724	平 良	
106	90	68	10	7	5	945	石 垣	
1,018	977	851	160	102	51	7,554	北 那 覇	
253	220	152	18	21	8	2,403	名 護	
2,196	1,836	1,455	287	155	74	14,516	沖 縄	

申告所得税

(2) 所得者別人員（13年分）

区 分	合 計 所 得			
	営 業 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 所 得 者	計
	人	人	人	人
70万円以下	1,727	35	673	2,435
100万円以下	1,051	56	1,125	2,232
150万円以下	1,445	69	2,914	4,428
200万円以下	1,427	75	3,252	4,754
300万円以下	2,271	119	5,635	8,025
400万円以下	1,243	54	4,502	5,799
500万円以下	644	31	3,536	4,211
700万円以下	552	24	5,100	5,676
1,000万円以下	326	5	4,450	4,781
2,000万円以下	296	3	3,671	3,970
3,000万円以下	101	4	723	828
5,000万円以下	55	0	437	492
5,000万円 超	29	0	208	237
計	11,167	475	36,226	47,868

調査対象等：平成13年分の申告所得税の納税者について、平成14年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示したものである。

(3) 所得階級別人員の累年比較

年 別 別 所得階級	平 成 9 年 分		平 成 10 年 分		平 成 11 年 分		平 成 12 年 分		平 成 13 年 分	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
70万円以下	5,217	9	230	1	2,634	5	2,342	5	2,435	5
100万円以下	3,153	6	958	3	2,395	5	2,330	5	2,232	5
200万円以下	11,427	20	5,603	15	9,369	20	9,110	19	9,182	19
500万円以下	19,949	36	13,985	38	18,082	37	18,335	38	18,035	37
1,000万円以下	10,864	19	10,286	28	10,389	22	10,586	22	10,457	22
1,000万円 超	5,610	10	5,326	15	5,368	11	5,522	11	5,527	12
計	56,220	100	36,388	100	48,237	100	48,225	100	47,868	100

(注) この表は「(2)所得者別人員」について、累年比較したものである。

2 - 3 所得種別状況

所得種別人員、所得金額（13年分）

区 分	総 計				
	人 員			所 得 金 額	
	主たるもの	従たるもの			
	人	外 人	人	外 百万円	百万円
事業所得					
{ 営業所得	11,210	823	1,864	1,235	35,337
{ 農業所得	476	250	777	288	1,457
計	11,686	1,073	2,641	1,524	36,794
利子所得	12	—	43	—	65
配当所得	46	—	1,014	—	2,467
不動産所得	15,516	303	11,155	274	85,423
給与所得	14,995	—	4,758	—	92,462
総合譲渡所得	48	27	61	48	333
一時所得	257	—	904	—	1,737
雑所得	3,350	—	6,303	—	12,498
損益通算による差額	—	—	—	845	411
合 計	45,910	1,403	26,879	2,691	232,190
山林所得	—	—	1	—	2
退職所得	40	—	110	—	1,012
分離短期譲渡所得	48	14	110	—	418
分離長期譲渡所得	1,837	25	403	—	30,605
株式等の譲渡所得	33	—	64	—	38,927
総 計	47,868	1,442	27,567	2,691	303,154

調査対象等：平成13年分の申告所得税の納税者について、平成14年3月31日現在の合計所得を所得の種類別に区分して、人員、所得金額の状況を示したものである。

- （注） 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。

なお、所得金額は、主たるもの及び従たるものを区分することなく、各種類ごとの所得金額の合計額を掲げた。

- 2 外書は、損失額のある者の人員及びその損失額を掲げた。

- 3 所得金額は、特後所得（特典控除後のことで、青色事業専従者給与等の青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の金額をいう。）で示されている。

2-4 青色申告の状況

(1) 営業等所得者の青色申告の状況

区 分 署 別	①申告所得税 納 税 者 数	青 色 申 告 者 数			普 及 割 合 (②/①)
			② 申告納税額のある者	左記以外	
那 覇	人 3,494	人 6,619	人 1,519	人 5,100	人 43.57
平 良	502	758	248	510	49.4
石 垣	571	959	275	684	48.2
北 那 覇	2,074	5,077	1,159	3,918	55.9
名 護	1,041	1,067	295	772	28.3
沖 縄	3,485	5,878	1,379	4,499	39.6
計	11,167	20,358	4,875	15,483	43.7

調査対象等：平成13年分の申告所得税の納税者及び青色申告者について、平成14年3月31日現在の青色申告状況を示したものである。

用語の説明：1 申告納税額のある者とは、確定申告書を提出する義務のある者のうち、申告納税額のある者をいう。

2 左記以外は、課税標準額に各種の控除規定（扶養控除、障害者控除、老年者控除等）が適用された結果、課税標準額又は納付すべき税額がなくなり、全く納税義務がなくなった者のことをいう。

(2) 営業等所得者の青色申告者数の推移

区 分	①申告所得税 納 税 者 数	青 色 申 告 者 数			普 及 割 合 (②/①)
			② 申告納税額のある者	左記以外	
平 成 9 年 分	人 18,049	人 19,377	人 6,262	人 13,115	人 34.7
〃 10 〃	6,898	19,747	3,148	16,599	45.6
〃 11 〃	13,060	19,983	5,194	14,789	39.8
〃 12 〃	12,307	20,150	5,164	14,986	42.0
〃 13 〃	11,167	20,358	4,875	15,483	43.7

(3) 青色申告者の異動状況

区分 所得 の種類	㉔ 13年3月15 日現在青色 申告者（申 請者を含む）	13 年 分			14 年 分		
		㉕ ㉔ の うち		㉖ 14年3月15 日現在の青 色 申 告 者	㉗ ㉖のうち前 年分からの 青色申告者	㉘ 新規申請者	㉙ 合 計 (㉗+㉘)
		取消	取りやめ 取りさげ				
営 業	人 21,103	人 1	人 809	人 20,358	人 20,076	人 947	人 21,023
農 業	1,411	—	31	1,384	1,407	70	1,477
小 計	22,514	1	840	21,742	21,483	1,017	22,500
不 動 産	8,036	—	135	7,914	7,885	470	8,355
山 林	3	—	—	3	—	—	—
合 計	30,550	1	975	29,656	29,368	1,487	30,855